最終保障供給特例承認申請書

経 企 第 4 号
2026 年 11 月 11 日

経済産業大臣　赤澤　亮正　殿

富山市牛島町 15 番 1 号
北陸電力送配電株式会社
代表取締役社長　塚﨑　勝訓

電気事業法第 20 条第 2 項ただし書の規定により，次のとおり最終保障供給約款以外の供給条件の承認を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件	別紙に記載のとおりであります。
実施期日及び実施期間	実施期日：2026 年 12 月 1 日 実施期間：別紙に記載したとおりであります。

別紙

最終保障供給約款以外の供給条件の内容

１　適　用　範　囲

この最終保障供給約款以外の供給条件（以下「本供給条件」といいます。）は，電気最終保障供給約款（2026 年 10 月 14 日届出。以下「最終保障供給約款」といい，最終保障供給約款が届出により変更された場合は，変更後の最終保障供給約款をいいます。）にもとづき高圧で電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。

２　適　用　期　間

適用期間は，2026 年 12 月１日から 2027 年３月 31 日までといたします。

３　燃 料 費 調 整

燃料費調整とは，最終保障供給約款 15(最終保障電力Ａ)(4)，最終保障供給約款 16(最終保障電力Ｂ)(4)もしくは最終保障供給約款 17(最終保障予備電力)(3)の電力量料金において，燃料費調整額を差し引くことまたは加えることをいいます。

なお，最終保障供給約款別表３（市場価格調整）(2)に定める調整基準単価の算定にあたっては，本供給条件によって算定された燃料費調整単価によらず，最終保障供給約款に定めるところによるものといたします。

４　料　　金

２(適用期間)に定める適用期間における，最終保障供給約款 15(最終保障電力Ａ）(4)，最終保障供給約款 16(最終保障電力Ｂ）(4)もしくは最終保障供給約款 17(最終保障予備電力）(3)の電力量料金は，最終保障供給約款に定める燃料費調整によらず，燃料費調整単価が別表（燃料費調整）１(2)ロ(ｲ)，(ﾛ)または(ﾊ)により算定される場合は，別表（燃料費調整）１(3)によって算定された燃料費調整額を差し引くものとし，燃料費調整単価が別表(燃料費調整）１(2)ロ(ﾆ)により算定される場合は，別表（燃料費調整）１(3)によって算定された燃料費調整額を加えるものといたします。

５　そ　　の　　他

その他の事項については，最終保障供給約款に定めるところによるものといたします。

別　表（燃料費調整）

１　燃料費調整額の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値１キロリットル当たりの平均燃料価格は，貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき，次の算式によって算定された値といたします。

なお，平均燃料価格は，１００円単位とし，１００円未満の端数は，１０円の位で四捨五入いたします。

平均燃料価格＝Ａ×α＋Ｂ×β＋Ｃ×γ

Ａ＝各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格

Ｂ＝各平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均液化天然ガス価格

Ｃ＝各平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均石炭価格

α＝０.０４１５

β＝０.０７４５

γ＝１.２４９９

なお，各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格，１トン当たりの平均液化天然ガス価格および１トン当たりの平均石炭価格の単位は，１円とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

(2) 燃料費調整単価

イ　基準となる燃料費調整単価

(ｲ)　本供給条件における基準となる燃料費調整単価（以下「基準燃料費調整単価」といいます。）は，各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお，基準燃料費調整単価の単位は，１銭とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

a　１キロリットル当たりの平均燃料価格が７９，８００円を下回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (\text{７９，８００円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{２の基準単価}}{\text{１，０００}}$$

b　１キロリットル当たりの平均燃料価格が７９，８００円を上回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - \text{７９，８００円}) \times \frac{\text{２の基準単価}}{\text{１，０００}}$$

(ﾛ)　基準燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された基準燃料費調整単価は，その平均燃料価格算定期間に対応する次の基準燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価の算定に適用いたします。

平均燃料価格算定期間	基準燃料費調整単価適用期間
2026年８月１日から 2026年10月31日までの期間	2027年１月１日から 2027年１月31日までの期間
2026年９月１日から 2026年11月30日までの期間	2027年２月１日から 2027年２月28日までの期間
2026年10月１日から 2026年12月31日までの期間	2027年３月１日から 2027年３月31日までの期間

ロ　２（適用期間）に定める適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価

(ｲ)　１キロリットル当たりの平均燃料価格が７９，８００円を下回る場合

燃料費調整単価 ＝ 基準燃料費調整単価 ＋ (ﾎ)に定める特別措置の燃料費調整単価

(ﾛ)　１キロリットル当たりの平均燃料価格が７９，８００円の場合

燃料費調整単価 ＝ (ﾎ)に定める特別措置の燃料費調整単価

(ﾊ)　１キロリットル当たりの平均燃料価格が７９，８００円を上回り，かつ，基準燃料費調整単価が，(ﾎ)に定める特別措置の燃料費調整単価を下回る場合

燃料費調整単価 ＝ (ﾎ)に定める特別措置の燃料費調整単価 － 基準燃料費調整単価

(ﾆ)　１キロリットル当たりの平均燃料価格が７９，８００円を上回り，かつ，基準燃料費調整単価が，(ﾎ)に定める特別措置の燃料費調整単価以上となる場合

燃料費調整単価 ＝ 基準燃料費調整単価 － (ﾎ)に定める特別措置の燃料費調整単価

(ﾎ)　特別措置の燃料費調整単価

特別措置の燃料費調整単価は，次のとおりといたします。

	2027年１月１日から 2027年１月31日までの期間	2027年２月１日から 2027年３月31日までの期間
１キロワット時につき	５０銭	２円３０銭

(3) 燃料費調整額

燃料費調整額は，その１月の使用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

２　基準単価

基準単価は，平均燃料価格が１，０００円変動した場合の値とし，次のとおりといたします。

１キロワット時につき	１５銭７厘

３　燃料費調整単価等のお知らせ

当社は，１（燃料費調整額の算定）(1)の各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格，１トン当たりの平均液化天然ガス価格，１トン当たりの平均石炭価格および１（燃料費調整額の算定）(2)によって算定された燃料費調整単価を，インターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

別添

電気事業法施行規則第28条の規定に基づく添付書類

最終保障供給約款以外の供給条件による最終保障供給を必要とする理由

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

最終保障供給約款以外の供給条件による最終保障供給を必要とする理由

最終保障供給約款以外の供給条件による最終保障供給を必要とする理由

当社は、2026 年 10 月 29 日の高市内閣総理大臣記者会見において物価高への対応として発表された内容に基づく電気料金の支援措置の実施について、電気料金の値引きを通じて生活者・事業者を支援するという趣旨に鑑み、支援対象となるすべての需要家に迅速に支援を届けるよう、経済産業省から要請を受けたところであります。

ついては，本要請を踏まえて支援措置の実施に協力するにあたり，電気最終保障供給約款に基づき算定される 2027 年 1 月分の電気に適用となる燃料費調整単価から，高圧で供給を行う場合は 1 キロワット時につき 0.5 円（消費税等相当額を含む）を，2027 年 2 月分および 2027 年 3 月分の電気に適用となる燃料費調整単価から，高圧で供給を行う場合は 1 キロワット時につき 2.3 円（消費税等相当額を含む）を軽減する措置を実施することといたしました。

本措置は，応急かつ暫定的な措置であることから，電気事業法第 20 条第 2 項ただし書の規定により最終保障供給約款以外の供給条件を設定する必要があり，承認を申請する次第であります。

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価

	2027年1月1日から 2027年1月31日までの期間	2027年2月1日から 2027年3月31日までの期間
１キロワット時につき	５０銭	２円３０銭

以　上